

情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度運用状況の公表

白馬村情報公開条例第 16 条(実施状況の公表)及び白馬村個人情報保護条例第 27 条(運用状況の公表)の規定に基づいて、平成 27 年度の状況を次のとおり公表します。

◇行政文書公開の状況(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

実施機関	請求件数	公開区分					左記に係る 不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
村	25	13	8	0	1	3	0
議会	14	14	0	0	0	0	0

◇個人情報開示の状況(平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)

実施機関	請求件数	公開区分					左記に係る 不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	
村	2	2	0	0	0	0	0

※教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会に対する請求はありませんでした。

○白馬村情報公開条例

(実施状況の公表)

第16条 実施機関は、毎年この条例の規定に基づく公文書の公開の実施状況を公表するものとする。

○白馬村情報公開条例施行規則

(実施状況の公表)

第6条 [条例第16条](#)の規定による実施状況の公表は、請求件数、公開・非公開件数、不服申立ての状況その他必要な事項について行うものとする。

○白馬村個人情報保護条例

(運用状況の公表)

第27条 村長は、毎年この条例の規定に基づく開示等の請求に係る運用状況を公表するものとする。

○白馬村個人情報保護条例施行規則

(運用状況の公表)

第11条 [条例第27条](#)の規定による運用状況の公表は、開示等の請求件数、これらに対する処理結果別の件数、不服申立ての状況その他必要な事項について広報等へ掲載して行うものとする。